

日本司法支援センター
令和2年細則第6号

国選弁護及び国選付添における原審の記録に丁数の記載がないときの疎明資料等に関する細則を次のように定める。

令和2年11月27日

日本司法支援センター
理事長 板東久美子

国選弁護及び国選付添における原審の記録に丁数の記載がないときの疎明資料等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、控訴審若しくは上告審の被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士又は抗告審若しくは再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士（以下これらを総称して「控訴審国選弁護人等に選任された契約弁護士」という。）が、選任された事件について、国選弁護人又は国選付添人の事務に関する各契約約款（以下「各約款」という。）に基づいて原審の記録の丁数の区分等によって額が定められる基礎報酬を請求する場合であって、原審の記録に丁数の記載がないときの疎明資料その他の日本司法支援センター（以下「センター」という。）における各約款に基づく報酬算定についての必要な事項を定めることを目的とする。

(請求に際して用いる疎明資料等)

第2条 控訴審国選弁護人等に選任された契約弁護士が選任された事件について前条の基礎報酬を請求するに当たり、原審の記録に丁数が記載されていないことを理由として裁判所から提供された原審の記録の重量に係る資料を提出したときは、センターは、別表左欄に掲げる重量区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる丁数区分の疎明資料が提出されたものとみなして当該事件の基礎報酬を算定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、控訴審国選弁護人等に選任された契約弁護士が選任された事件について前条の基礎報酬を請求するに当たり、原審の記録の丁数が記載された記録謄写に係る請求書、領収書等の資料を提出したときは、センターは、当該資料に基づいて当該事件の基礎報酬を算定する。
- 3 控訴審国選弁護人等に選任された契約弁護士が選任された事件について前条の基礎報酬を請求するに当たり、前項の資料を疎明資料として用いることができない事由があることを理由として、原審の記録の丁数及び弁護士が丁数を確認したこと等を明らかにする別紙様式の報告書を提出したときは、センターは、当該報告書に基づいて当該事件の基礎報酬を算定する。
- 4 控訴審国選弁護人等に選任された契約弁護士が選任された事件について前条の基礎報酬を

請求するに当たり、前3項に定める資料をいずれも提出しないときその他必要があると認めるときは、センターは、第1項に規定する資料その他の原審の記録の丁数を疎明する資料を当該事件の基礎報酬を算定するための資料として用いることができる。

附 則

この細則は、令和3年1月1日から施行する。

(別 表)

重 量 区 分	丁 数 区 分
4.5 キログラム以上 22.5 キログラム未満	丁数が 1,000 を超え 5,000 以下のとき
22.5 キログラム以上 45 キログラム未満	丁数が 5,000 を超え 1 万以下のとき
45 キログラム以上	丁数が 1 万を超えるとき

(別紙様式・第2条関係)

年 月 日

日本司法支援センター

_____地方事務所 御中

弁護士氏名 _____

(署名願います)

登録番号 _____

原審の記録の丁数に関する確認結果報告書

国選弁護・国選付添報告書を提出した下記事件につき、原審の記録の丁数を確認した方法及び結果は下記⑤及び⑥のとおりで相違ありません。また、記録謄写に係る請求書、領収書等を疎明資料として用いることができない事情は下記④のとおりで相違ありません。

① 裁判所名 _____ 裁判所

② 事件番号 _____ 年()第 号

③ 被告人・少年名 _____

④ 記録謄写に係る請求書、領収書等を疎明資料として用いることができない事情（該当する項目にチェックしてください。「その他」の場合は具体的な事情を記入してください。）

請求書、領収書等が存在しない。

その他（_____）

⑤ 原審の記録の丁数 _____ 丁

⑥ 丁数の確認方法（該当する項目にチェックしてください。「その他」の場合は具体的な事情を記入してください。）

弁護士が丁数を数えた。

その他（_____）

※ ⑤には具体的な丁数をご記載ください。概数の記載にとどまる場合には、本報告書は提出されていないものとして算定を行う場合があります。なお、本報告書の内容については、日本司法支援センターによる報酬請求に関する調査の対象となる場合があります。

※ ご記入いただきました個人情報は、日本司法支援センターにおいて管理し、当センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することができます。また、被告人・少年から請求があった場合、情報提供することができますので、予めご了承ください。

(以上)